

**困難をかかえるこども・若者の自立に関する実態と支援方策の調査業務
実施要領（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

困難をかかえるこども・若者の自立に関する実態と支援方策の調査業務

2 業務内容に関する事項

（１）事業目的と概要

児童養護施設退所者等の社会的養護経験者（いわゆるケアリーバー）や、これまで公的支援につながっていないものの、様々な困難を抱えているこども・若者については、実家など頼り先がない場合があり、借金を抱える、住まいを失うなど困難な状況に陥り、犯罪等に巻き込まれることがある。

こうしたこども・若者に対する支援について、現状の課題を整理し、有効と考えられる事業を検討する。

（２）業務内容（別紙「仕様書」のとおり）

①児童養護施設等における自立支援に関する調査の実施

②神戸市において有効な自立支援に資する事業の提案

（３）事業規模（契約上限額）

金 2,000,000 円（消費税含む）

（４）契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日

（５）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

（１）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

（２）委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

（３）契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

（４）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

（１）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

（２）令和 6・7 年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。なお、当該資格がない場合には、以下の要件をすべて満たすこと。

①事業者及びその代表者が直近 1 年間の法人税、市町村民税等を滞納していないこと。（個人の場合は、市町村民税等を滞納していないこと。）

②神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条に該当しないこと。

（３）経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。

- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 共同企業体（個人の場合はグループ）による受託も可能であるが、その場合は、代表者及び構成員全てが上記（１）から（５）を全て満たすこと。なお、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約にかかる事務処理についても代表者が自己の名義をもって行うものとする

5 スケジュール

(1) 公募開始	2025 年 10 月 31 日
(2) 参加申請関係書類の提出期限	2025 年 11 月 14 日
(3) 質問受付締切	2025 年 11 月 14 日
(4) 質問に対する回答	2025 年 12 月 1 日（予定）
(5) 企画提案書の提出期限	2025 年 12 月 16 日
(6) 選定結果通知	2025 年 12 月下旬（予定）
(7) 契約締結・事業開始	2025 年 12 月下旬（予定）
(8) 最終報告	2025 年 3 月 31 日

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き

ア 受付期間

公募開始から令和 7 年 11 月 14 日 17 時まで

郵送・宅配の場合は、事前に担当課に電話連絡のうえ、送付記録が残る方法により、令和 7 年 11 月 14 日（金）17 時までに本実施要領 8（２）に記載する担当課に必着とする。

持参による場合は、事前に担当課に電話連絡のうえ、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く、9 時～12 時、13 時～17 時の間に本実施要領 8（２）に記載する担当課まで必着とする。

イ 提出書類

①参加意向表明書（様式第 1 号）

②公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第 2 号）

③共同企業体認定申請書兼協定書（様式第 3 号）

※共同企業体の場合

④法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）及び会社概要等

※個人の場合は、本人確認書類の写し（活動拠点がわかるもの）

⑤法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明（直近 1 年分）

※未納がないことが証明できる納税証明書によること

※個人の場合は、県税、市町村税の各納税証明（直近 1 年分）

⑥神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第 4 号）

ウ 提出部数

各 1 部

エ 提出場所

本実施要領 8（２）に記載する担当課

(2) 質問の受付

ア 受付期間

公募開始から 2025 年 11 月 14 日 17 時 00 分まで

イ 提出方法

別紙「質問票（様式第 5 号）」に記載し、本実施要領 8（２）に記載する担当課宛電子メールにより提出すること

ウ 回答方法

応募者間の公平性を確保するために、原則全ての質問事項に対する回答は、本市ホームページに令和 7 年 12 月 1 日（月）を目途に掲載します。なお、質問者名は、公表しません。

(3) 企画提案書の提出

ア 企画提案書は、A 4 版とし、様式は任意様式とする。

イ 企画提案書の枚数は、10 ページ以内とする。

ウ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

①各業務に対する具体的な実施方法および手法

- ・ケアリーバー等支援を行う職員に対する調査手法
- ・事業提案に向けた意見交換の場の詳細等

②本業務にかかる実施体制

- ・本業務を円滑に実施するために必要な実施体制について、役割分担や責任体制が分かるように記載する。

③類似業務実績

- ・類似の実態把握業務の実績（過去 3 年以内）

④スケジュール

- ・全体のスケジュールおよび進行管理方法を記載する。

⑤提案見積と積算根拠

エ 受付期間 令和 7 年 12 月 2 日(火) から令和 7 年 12 月 16 日(火)17 時 30 分まで

オ 提出先 kodomo_kateiyougo@city.kobe.lg.jp

7 選定に関する事項

(1) 審査について

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

【審査項目】

審査項目	配点
企画内容	60 点
類似業務の受託実績	25 点
地域	10 点
価格	5 点
合計	100 点

【審査基準】

	審査項目	審査基準	審査基準点	乗数 (ウェイト)	配点
技術点	企画内容	本事業の趣旨・目的をよく理解し、実施内容・体制に反映されているか。	5	× 3	15
		事業提案に資する、効果的な調査手法が採用されているか。	5	× 4	20
		事業提案に向けた意見交換の場が、効果的かつ実現可能なものであるか。	5	× 5	25
	類似業務の受託実績	他自治体において、類似業務の豊富な受託実績を有するか。	5	× 5	25
地域点	地元企業（法人格を市内に有する者）・・・・・・・・・・10 点				10
価格点	最低見積額を 5 点とする。 その他の見積額は、5 点×（最低見積額／見積額）とする。 ※小数点第 1 位を四捨五入する。				5
合計					100

【評価基準】

評価 (審査基準点)	評価内容
5	非常に優秀
4	優秀
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、困難をかかえるこども・若者の自立に関する実態と支援方策の調査業務選定委員会において、提出書類を「審査項目」に基づいて評価し、合計点が最も高い提案者を委託予定先として選定する。
- イ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、審査項目のうち「企画内容および実施体制」の得点が高い方とする。
- ウ 提案者が1者の場合は、審査委員会において、当該提案者を委託予定先として選定するか、プロポーザルを再実施するかを判断する。

(3) 失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
 - イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
 - ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
 - エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市こども家庭局家庭支援課
電話番号：078-322-5211
電子メール：kodomo_kateiyougo@city.kobe.lg.jp